

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター利用規約
(ビジネス渡航者等向け)

令和2年10月1日制定

(令和3年3月25日一部改正)

経済産業省

厚生労働省

(目的)

第一条 本利用規約は、経済産業省・厚生労働省が運営する海外渡航者新型コロナウイルス検査センター（以下、「本センター」という。）の利用に関して、ビジネス渡航者等（事業目的で海外へ渡航（出張・赴任等）する者又はそれに準ずる者をいう。以下同じ。）に適用される利用条件その他の事項を定めることを目的とします。

(本利用規約の適用範囲)

第二条 本利用規約は、経済産業省・厚生労働省（以下、「本センター運営者」という。）が運営する本センターの利用に対して適用されます。なお、本センター運営者は、「海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営規程」に基づき、本センターの運営業務を外部事業者（以下、「受託事業者」という。）に委託します。本利用規約において、本センター運営者及び受託事業者を「本センター運営者等」といいます。

2 本センター運営者が別途求める同意事項や別途公表する諸注意等（以下、「諸注意等」という。）が存在する場合、当該諸注意等は本利用規約の一部を構成するものとします。

(本利用規約への同意)

第三条 ビジネス渡航者等は、本利用規約の定めに従って、本センターを利用しなければならず、本利用規約に同意しない限り、本センターを利用できません。

2 ビジネス渡航者等は、本センターの利用を開始した場合には、本利用規約及び別途定める本センターの利用に関するプライバシーポリシー（以下、「本プライバシーポリシー」という。）に同意したものとみなされます。

(本センターのサービスの範囲)

第四条 本センター運営者は、以下の各号のサービスを提供します。

- 一 渡航者等（事業目的で海外へ渡航する者のほか、その他の目的で海外へ渡航する者又はそれらに準ずる者をいう。以下同じ。）が、渡航先国の求める要件を満たす検査（新型コロナウイルス感染症に関する核酸増幅検査、抗原検査その他新型コロナウイルス感染症の感染に係る検査をいう。以下同じ。）を受検した上で検査証明（検査による証明であり、その内容を記録した書面又は電磁的記録をいう。以下同じ。）を円滑に取得するため又は渡航者等が帰国後に日本政府の定めるところに従い検査を受検するため、自ら又は旅行業者等を通じて、参加医療機関（「海外渡航を行う事業者に

対して検査証明を行う医療機関の登録規程」(令和2年9月3日経済産業省・厚生労働省制定)により、経済産業省及び厚生労働省が登録した医療機関であって、本センターを利用する医療機関をいう。以下同じ。)との契約(以下、「検査証明実施契約」という。)を締結することに対する支援

二 参加医療機関が検査証明実施契約に基づき渡航者等に対して直接又は旅行業者等を通じて行う検査証明の発行に関する支援

三 電磁的記録として発行された検査証明を一定期間閲覧・保存可能とするサービス

四 前各号に付随するサービス(モバイルアプリ(本センター運営者が提供するスマートフォン用のアプリケーションをいう。以下同じ。)の提供を含む。)

2 前項に定める検査証明実施契約の締結及びその履行について、渡航者等、旅行業者等又は参加医療機関が行う判断並びに渡航者等、旅行業者等及び参加医療機関の間におけるトラブル等について、本センター運営者等は一切の責任を負わないものとします。

3 本センター運営者は、一項に定める検査証明実施契約の締結の円滑化に当たり、第六条に遵守事項及び禁止事項、第七条に利用停止措置を定めることにより、渡航者等、旅行業者等及び参加医療機関の行為等における透明性及び公正性の向上に努めるものとします。

(アカウントの取得手続き等)

第五条 ビジネス渡航者等は、本センターの利用に当たり、経済産業省が提供するGビズIDサービスにおいて、アカウントを取得することとします。ただし、GビズIDサービスを利用することができない者はこの限りではありません。

2 ビジネス渡航者等は、GビズIDサービスにおけるアカウントの取得その他同サービスの利用において、同サービスの利用規約及びプライバシーポリシーに同意した上でこれを行うものとします。

(遵守事項及び禁止事項)

第六条 ビジネス渡航者等は、本センターの利用に当たり、次の各号に掲げる事項を遵守するものとします。

一 アccountの取得に当たって、本センター運営者等に必要な情報を適切に提供すること

二 アccountを適切に管理し、前号において提供した情報に変更が生じた場合には速やかに当該情報の更新を行うこと

三 渡航先国が求める要件に合致した検査手法等及び参加医療機関が提示する検査証明に係る条件を確認して、検査証明実施契約を締結すること

四 検査証明実施契約に関する本センター運営者等又は参加医療機関からの照会又は依頼に速やかに対応すること

五 渡航の中止又は延期の場合等において、速やかに検査証明実施契約を取り消すこと又は検査証明実施契約の内容を変更すること

- 六 その他参加医療機関と検査証明実施契約を締結するに当たり必要な事項について適切に対応すること
- 2 ビジネス渡航者等は、本センターの利用に当たり、次の各号のいずれかに該当する行為又は該当するおそれのある行為を行ってはなりません。
- 一 アカウムの取得に当たって、虚偽の情報を登録する行為
 - 二 自らのアカウントを第三者に有償又は無償で提供する行為
 - 三 渡航を偽って又は渡航の可能性が低いにもかかわらず検査証明実施契約を締結する行為
 - 四 虚偽の目的で、又は一の渡航に対して複数の検査証明実施契約を締結する行為
 - 五 参加医療機関で検査を受検する際に参加医療機関が実施するパスポート等による本人確認等に応じない又は虚偽の情報を提示する行為
 - 六 検査証明実施契約に関する権利義務を第三者に有償又は無償で提供する行為
 - 七 本利用規約又は法令に反する行為若しくは公序良俗に反する行為

(利用停止措置)

- 第七条 本センター運営者は、ビジネス渡航者等が前条第二項各号に定める禁止行為を行ったと認める場合は、当該ビジネス渡航者等にあらかじめ通知することなく、自らの判断により、本センターの利用を二週間の間停止することができるものとします。ただし、当該ビジネス渡航者等が過去一年間に本センターの利用を停止されていた場合、停止の期間は三ヶ月とします。
- 2 本センター運営者は、前項に定める停止措置を行った場合に、必要に応じて停止の理由等を公表することがあります。

(利用可能時間及び利用の制限)

- 第八条 本センターの利用可能時間は、原則として24時間365日とします。ただし、本センター運営者等の管理状況等により、本センターの一部の機能が使用できない可能性があります。
- 2 本センター運営者は、次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、渡航者等に対し、事前に通知した上で、本センターの利用を制限することができるものとします。ただし、緊急を要する場合は、事前に通知することなく本センターの利用を制限することができるものとします。
- 一 本センターの運用機器等のメンテナンスが予定される場合
 - 二 電気通信事業者の役務が提供されない場合
 - 三 天災、事変その他の非常事態が発生した場合又は本センターの運用に係る重大な障害が発生した場合
 - 四 その他、本センター運営者において、本センターの利用の休止が必要と判断した場合
- 3 本センター運営者は、供給量が限定的である検査手法について、必要に応じて、渡航者等による検査証明実施契約を制限することができるものとします。その詳細については、

海外渡航者新型コロナウイルス検査センター運営委員会において審議し、決定するものとします。

(知的財産権)

第九条 本センター運営者等が利用者に対して提供する一切のプログラムその他の著作物（本利用規約、利用者向けのマニュアル等を含む。）に関する著作権及びそれに含まれるノウハウ等の知的財産権は、全て本センター運営者に帰属します。

2 ビジネス渡航者等は、本センター運営者等が本センターの利用に関連してビジネス渡航者等に提供する一切のプログラムその他の著作物（モバイルアプリを含む。）について、次の各号に掲げるとおり取り扱うものとします。

一 本利用規約に従って本センターを利用するためにのみ使用すること

二 複製、改変、編集、頒布、リバースエンジニアリング等、知的財産権を侵害する行為を行わないこと

三 営利目的の有無にかかわらず、第三者に貸与し、譲渡し、又は担保の設定をしないこと

四 本センター運営者等が表示した著作権表示又は商標表示を削除し、又は変更しないこと

(個人情報等の取扱い)

第十条 本センター運営者等は、本センターの利用によりビジネス渡航者等から取得した個人情報等について、本プライバシーポリシーに従い、これを取り扱うものとします。

2 本センター運営者等は、個人情報保護法その他の法令に基づく場合又は訴訟等の手続きにおいて主張若しくは立証の必要が生じた場合を除き、取得した個人情報等を本プライバシーポリシーに定める利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供しません。ただし、統計的に処理された情報については、公表することがあります。

(免責事項)

第十一条 本センター運営者等は、次の各号のいずれかに該当する事項における損害について、本センター運営者等に故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負わないものとします。

一 渡航先国の求める要件（検査証明書の様式にかかるものを含む。）その他の本センター運営者等が提供する情報に関するもの

二 本センター運営者等が提供するウェブサイト、モバイルアプリその他のシステムに関するもの

三 医療上の事情、国又は自治体の要請その他やむを得ない事情に基づく検査証明実施契約の内容の変更又は取消しに関するもの

2 本センター運営者等は、第四条に定める本センターのサービスの範囲外の事項又は本センター運営者等の責めに帰すべき事由に該当しない事項（次の各号のいずれかに該当

する場合を含む。)によりビジネス渡航者等が被った損害等については、一切の責任を負わないものとします。

- 一 ビジネス渡航者等が本センター運営者等に提供した情報につき、内容の変更又は取消しがあったにもかかわらず、その内容を速やかに届け出なかった場合
 - 二 参加医療機関又は旅行業者等がビジネス渡航者等の検査証明の内容を漏洩した場合
 - 三 地震、噴火、津波、台風等天災地変又は火災、停電、公共サービス機関の停止等の不可抗力により本センター運営者等が管理するハードウェアその他の設備に障害が生じた場合
 - 四 ビジネス渡航者等が使用するソフトウェア、ハードウェア（モバイル機器を含む。）、ネットワーク等に瑕疵、障害その他の問題が発生し、又はビジネス渡航者等により誤操作等が行われた場合
 - 五 本センターが定める検査証明の保存・閲覧期間の終了に伴い検査証明を利用できなくなった場合
 - 六 ビジネス渡航者等が、本利用規約に違反した場合
 - 七 その他、第四条に定める本センターが提供するサービスの範囲外の事象によりビジネス渡航者等が受けた損害又は本センター運営者等の責めに帰すべき事由がない損害が生じた場合若しくは不可抗力により損害が生じた場合
- 3 本センター運営者等に責任があると解釈された場合でも、本センター運営者等に故意又は重過失がある場合を除き、賠償の範囲は、通常生ずべき損害に限るものであって、ビジネス渡航者等当たり二万五千円を上限とするものとします。

(本利用規約の変更)

第十二条 本センター運営者は、その判断により、あらかじめビジネス渡航者等の同意を得ることなく、本利用規約を変更することができるものとします。

- 2 本センター運営者は、前項の変更を行う場合には、所定のウェブサイトにおける公表又はビジネス渡航者等への通知を行うこととし、変更後の利用規約はこのいずれか早い時をもって効力が生じるものとします。
- 3 変更後の利用規約の掲載後に、ビジネス渡航者等が本センターを実際に利用した場合には、当該利用の時点で、ビジネス渡航者等は変更後の利用規約に同意したものとみなされます。

(準拠法及び合意管轄)

第十三条 本利用規約及び本センターの利用に関連するすべての事項の準拠法は、日本法とします。

- 2 本センターの利用に起因又は関連して本センター運営者等とビジネス渡航者等との間に生じたすべての紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

3 本利用規約に定めのない事項、又は本利用規約の解釈について疑義が生じた場合は、本センター運営者等とビジネス渡航者等は、誠実に協議し、解決するものとします。

附則 本利用規約は令和2年10月1日より効力を有するものとします。

附則 本利用規約は令和2年11月2日から適用するものとします。

(令和2年10月30日一部改正)

附則 本利用規約は令和2年11月25日から適用するものとします。

(令和2年11月25日一部改正)

附則 本利用規約は令和2年12月21日から適用するものとします。

(令和2年12月21日一部改正)

附則 本利用規約は令和3年4月8日から適用するものとします。

(令和3年3月25日一部改正)